

設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

設計施工マニュアル [橋梁編] (案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル [橋梁編] 東北地方整備局
<p>第1編 橋梁計画</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1-1 適用 (本文) . . . <u>宮城県土木部</u>における . . .</p> <p>第2章 基本計画</p> <p>2-6 河川橋 (解説) . . . する。</p> <p>第3章 上部構造形式</p> <p>第4章 下部構造形式</p> <p>第5章 基礎構造形式</p>	<p>第1編 橋梁計画</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1-1 適用 (本文) . . . <u>東北地方整備局</u>における . . .</p> <p>第1章 基本計画</p> <p>2-6 河川橋 (解説) . . . するが、<u>直轄河川</u>にあつては原則として以下に示すようにとりあつかうものとする。</p> <p>第2章 上部構造形式</p> <p>第3章 下部構造形式</p> <p>第4章 基礎構造形式</p>

設計施工マニュアル [橋梁編] (案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル [橋梁編] 東北地方整備局												
<p>第2編 橋梁一般</p> <p>第1章 設計荷重</p> <p>1-4 活荷重 (本文) . . . とし、<u>大型の自動車の交通の状況に応じて A 活荷重及び B 活荷重に区分する。</u> (橋梁マニュアル平成 11 年 4 月と同じ)</p> <p>1-8 雪荷重 (解説) <u>本県</u>における . . .</p> <div style="text-align: center;">  <p>(橋梁マニュアル平成 11 年 4 月と同じ)</p> </div> <p>第2章 支承部構造</p>	<p>第2編 橋梁一般</p> <p>第1章 設計荷重</p> <p>1-4 活荷重 (本文) . . . とする。</p> <p>1-8 雪荷重 (解説) <u>東北地方整備局</u>における . . .</p> <div style="text-align: center;"> <p>表2-7 雪荷重を考慮する地域</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>青 森 県</td><td>全 域</td></tr> <tr><td>秋 田 県</td><td>全 域</td></tr> <tr><td>岩 手 県</td><td>45号 田老町以南を除く地域</td></tr> <tr><td>山 形 県</td><td>全 域</td></tr> <tr><td>宮 城 県</td><td>47号 岩出山町～県境 48号 仙台市愛子～県境</td></tr> <tr><td>福 島 県</td><td>13号 福島市飯坂～県境 49号 郡山市熱海町～県境</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>第2章 支承部構造</p>	青 森 県	全 域	秋 田 県	全 域	岩 手 県	45号 田老町以南を除く地域	山 形 県	全 域	宮 城 県	47号 岩出山町～県境 48号 仙台市愛子～県境	福 島 県	13号 福島市飯坂～県境 49号 郡山市熱海町～県境
青 森 県	全 域												
秋 田 県	全 域												
岩 手 県	45号 田老町以南を除く地域												
山 形 県	全 域												
宮 城 県	47号 岩出山町～県境 48号 仙台市愛子～県境												
福 島 県	13号 福島市飯坂～県境 49号 郡山市熱海町～県境												

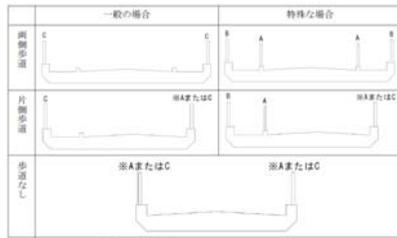
設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

第3章 落橋防止システム

第4章 橋梁用防護柵

4-1 一般 (解説) (1) 4)

- ① 橋梁、高架からの車両の転落による二次的被害を防止するために、必要と認められる場合。
- ② 橋長がおおむね100m以上の橋梁の場合。
- ③ 橋長20m以上で曲線半径がおおむね300m以下の橋梁の場合。
- ④ 縦断勾配がおおむね4%を越える橋梁で、設置することによりその効果があると認められる場合。
- ⑤ 気象状況によって特に必要と認められる場合。
- ⑥ その他、設置することによりその効果があると認められる場合。



A: 車両用防護柵
B: 歩行者自転車用防護柵
C: 歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵

※歩行者等が混入するおそれがない場合はA、混入するおそれがある場合はCを用いる。

(橋梁マニュアル平成11年4月と同じ)

第5章 地覆・路肩

第6章 歩道・橋面舗装

第7章 排水装置

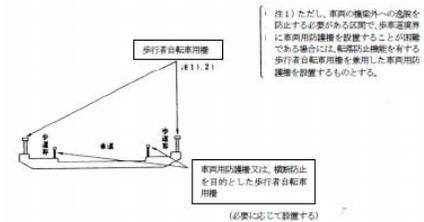
第8章 伸縮装置

第3章 落橋防止システム

第4章 橋梁用防護柵

4-1 一般 (解説) (1) 4)

- ① 転落車両による二次的事故の発生を防止する必要がある場合。
- ② 線形が視認されにくい曲線部など、車両の路外逸脱が生じやすい場合。

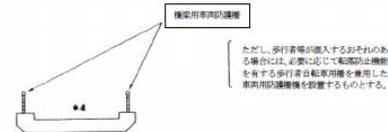


両側歩道の橋梁、高架での設置の考え方



ただし、歩行者等が混入するおそれのある場合には、必要に応じて転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を使用した車両用防護柵を設置するものとする。

片側歩道の橋梁、高架での設置の考え方



歩道のない橋梁、高架での設置の考え方

第5章 地覆・路肩

第6章 歩道・橋面舗装

第7章 排水装置

第8章 伸縮装置

設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

第9章 その他構造	第9章 その他構造
第10章 耐久性	第10章 耐久性
第11章 橋梁照明	
第12章 踏掛版 他	
12-1 踏掛版 (橋梁マニュアル平成11年4月と同じ)	
12-2 橋梁添架 (橋梁マニュアル平成11年4月と同じ)	
12-3 標識 (橋梁マニュアル平成11年4月と同じ)	
12-4 記録及び台帳 (橋梁マニュアル平成11年4月と同じ)	

設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

設計施工マニュアル [橋梁編] (案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル [橋梁編] 東北地方整備局									
<p>第3編 耐震設計</p> <p>第1章 耐震設計の基本方針</p> <p style="margin-left: 20px;">1-1 一般 1-1 一般 (本文) 宮城県土木部で扱う・・・</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) (解説) <u>一般国道、県道</u>は地震後の避難路や救助, 救急医療, 消火活動及び避難路への緊急物資の輸送路としての重油度が高いことにより, 橋の重要度区分をB種としたものである。ただし, <u>当該道路</u>の・・・</p> <p>第2章 耐震設計上考慮すべき荷重</p> <p>第3章 設計地震動</p> <p style="margin-left: 20px;">3-2 地域別補正係数 (解説) (1) <u>宮城県内</u>における地域別補正係数 C_z は, 1.0 とする。</p> <p>第4章 地震時に不安定となる地盤の影響</p> <p>第5章 静的照査法による耐震性能の照査方法</p> <p>第6章 動的照査法による耐震性能の照査方法</p> <p>第7章 橋梁形式別耐震性能の照査方法</p>	<p>第3編 耐震設計</p> <p>第1章 耐震設計の基本方針</p> <p style="margin-left: 20px;">1-1 一般 (本文) 東北地方整備局で扱う・・・</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) (解説) <u>直轄国道</u>は地震後の避難路や救助, 救急医療, 消火活動及び避難路への緊急物資の輸送路としての重油度が高いことにより, 橋の重要度区分をB種としたものである。ただし, <u>付替道路等</u>による<u>区市町村道の橋</u>については, <u>当該道路</u>の・・・</p> <p>第2章 耐震設計上考慮すべき荷重</p> <p>第3章 設計地震動</p> <p style="margin-left: 20px;">3-2 地域別補正係数 (解説) (1) <u>東北地方整備局管内</u>に・・・</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域区分</th> <th style="width: 10%;">補正係数 C_z</th> <th style="width: 80%;">対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td>青森県のうち三沢市、十和田市、八戸市、上北郡、三戸郡 岩手県全域、宮城県全域 福島県のうち福島市、二本松市、相馬市、原町市、いわき市、伊達郡 相馬郡、安達郡、田村郡、双葉郡、石川郡、東白川郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">0.85</td> <td>青森県のうちA地域以外の地域 秋田県全域、山形県全域 福島県のうちA地域以外の地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 地震時に不安定となる地盤の影響</p> <p>第5章 静的照査法による耐震性能の照査方法</p> <p>第6章 動的照査法による耐震性能の照査方法</p> <p>第7章 橋梁形式別耐震性能の照査方法</p>	地域区分	補正係数 C_z	対 象 地 域	A	1.0	青森県のうち三沢市、十和田市、八戸市、上北郡、三戸郡 岩手県全域、宮城県全域 福島県のうち福島市、二本松市、相馬市、原町市、いわき市、伊達郡 相馬郡、安達郡、田村郡、双葉郡、石川郡、東白川郡	B	0.85	青森県のうちA地域以外の地域 秋田県全域、山形県全域 福島県のうちA地域以外の地域
地域区分	補正係数 C_z	対 象 地 域								
A	1.0	青森県のうち三沢市、十和田市、八戸市、上北郡、三戸郡 岩手県全域、宮城県全域 福島県のうち福島市、二本松市、相馬市、原町市、いわき市、伊達郡 相馬郡、安達郡、田村郡、双葉郡、石川郡、東白川郡								
B	0.85	青森県のうちA地域以外の地域 秋田県全域、山形県全域 福島県のうちA地域以外の地域								

設計施工マニュアル〔橋梁編〕の対照表

設計施工マニュアル〔橋梁編〕(案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル〔橋梁編〕 東北地方整備局
第4編 鋼 橋	第4編 鋼 橋
第5編 コンクリート橋	第5編 コンクリート橋

設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

設計施工マニュアル [橋梁編] (案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル [橋梁編] 東北地方整備局
<p>第6編 下部構造</p> <p>第1章 材料及び許容応力度</p> <p>第2章 設計に関する一般的事項</p> <p>第3章 橋台・橋脚の設計</p> <p>3-2 橋座の設計 (解説) 図 6-15 橋座の配筋例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(a) 支承受付部 (橋脚張出し部に設置した場合)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(b) アンカーバー取付部 (橋台や壁式橋脚に設置した場合)</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">道路橋示方書IVp218 より</p>	<p>第6編 下部構造</p> <p>第1章 材料及び許容応力度</p> <p>第2章 設計に関する一般的事項</p> <p>第3章 橋台・橋脚の設計</p> <p>3-2 橋座の設計 (解説) 図 6-15 橋座の配筋例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(a) 支承受付部 (橋脚張出し部に設置した場合)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(b) アンカーバー取付部 (橋台や壁式橋脚に設置した場合)</p> </div> </div>
<p>第7編 基礎構造</p>	<p>第7編 基礎構造</p>

設計施工マニュアル [橋梁編] の対照表

設計施工マニュアル [橋梁編] (案) 宮城県土木部	設計施工マニュアル [橋梁編] 東北地方整備局
<p>第8編 補修・補強</p> <p>第1章 適用の範囲</p> <p>1-1 適用の範囲 (本文) 本編は、<u>宮城県土木部</u>が直接管理する既設道路橋の・・・</p> <p>第2章 耐震補強設計</p> <p>2-1 基本方針 (解説)(5) <u>宮城県土木部</u>が直接管理する<u>国道, 県道</u>の橋梁においては,・・・</p> <p>第3章 耐荷力補強設計</p>	<p>第8編 補修・補強</p> <p>第1章 適用の範囲</p> <p>1-1 適用の範囲 (本文) 本編は、<u>東北地方整備局</u>が直接管理する既設道路橋の・・・</p> <p>第2章 耐震補強設計</p> <p>2-1 基本方針 (解説)(5) <u>国土交通省東北地方整備局</u>が直接管理する<u>国道</u>の橋梁においては,・・・</p> <p>第3章 耐荷力補強設計</p>